# 愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域材を利用した木造住宅の建設資金又は購入資金に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成１８年愛媛県規則第１７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で利子補給を行い、もって木造住宅の建設促進及び地域材の利用拡大を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）地域材利用住宅とは、県内で生産された製材又は集成材（構造用集成材の日本農林規格に適合するもの若しくは化粧ばり構造用集成材の日本農林規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもの）を別表１に掲げる主要部材にその体積の５０パーセント以上使用して建設する木造住宅をいう。

（２）在来工法とは、住宅の構造を支える主要部材に木材を用いた軸組工法をいう。

（３）枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ちつけた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

（４）指定金融機関とは、別表２に掲げる金融機関をいう。

（５）えひめ地域木造住宅加算とは、県が別途定める「えひめ地域木造住宅基準」に適合した住宅に対し、利子補給対象額を加算することをいう。

（利子補給対象住宅）

第３条　この要綱において、利子補給の対象住宅は、次の各号に該当する住宅とする。

（１）第１０条の規程による地域材利用住宅証明書の交付を受けた住宅

（２）在来工法又は枠組壁工法（枠組壁工法に類する工法を含む。）により建設される木造住宅

（３）県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅

（４）住宅部分の床面積が７０㎡以上２８０㎡以下の木造住宅

ただし、建売住宅にあっては、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅で、建設

工事完了の日から起算し１年を経過しないものとする。

（利子補給対象者）

第４条　この要綱において、対象者は、自ら居住するために、指定金融機関から建設資金又は購入資金の貸付けを受けて県内に対象住宅を建設する者（ただし、別表３に掲げる県の制度資金を利用する者を除く。）とする。

（利子補給対象額）

第５条　１棟の対象住宅に対する利子補給対象額は、基本融資額については指定金融機関との金銭消費貸借契約に基づき借入れた住宅融資相当額（別表４の住宅部分の床面積区分による限度額を適用する。）を上限とする。

ただし、地域材利用率が５０パーセント以上７０パーセント未満の場合は、基本融資額に対する限度額は８００万円とする。

２　えひめ地域木造住宅加算額については上限額を５００万円とする。ただし、借入れた第１項の基本融資額との合計が融資総額を超えない範囲とする。

（利子補給額）

第６条　利子補給金の額は、前条で定める利子補給対象額のうち基本融資額分の残元金に対しては、年１．０パーセント（融資金利が年１．０パーセント未満の場合はその金利）の割合で算出した額に相当する額とし、えひめ地域木造住宅加算額分の残元金に対しては、年２．０パーセント（融資金利が年２．０パーセント未満の場合はその金利）の割合で算出した額に相当する額とし、別に定める「利子補給金計算表」による。

（対象期間及び交付）

第７条　利子補給対象期間は、指定金融機関資金の第１回目の償還日の属する月から起算して５年間とし、利子補給金は、各年度の半期ごとにその額を決定し交付するものとする。

（利子補給の申込み及び審査）

第８条　利子補給金の交付を受けようとする者は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込書（別記様式第１号）を指定金融機関に指定金融機関資金借入申込と同時に提出しなければならない。

なお、えひめ地域木造住宅加算を受けようとする者は、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ地域木造住宅設計審査申請書（別記様式第２号-１）を提出し審査を受け、設計審査に関する通知書（別記様式第２号-２）を愛媛県地域材利用木造

住宅建設促進資金利子補給金申込書に添付し、指定金融機関に提出しなければならない。

２　えひめ地域木造住宅設計審査申請書を提出し審査を受け、設計審査に関する通知書の交付を受けた後に、えひめ地域木造住宅基準に係わる部分の設計を変更する場合には、建設地を管轄する地方局建設部・土木事務所にえひめ地域木造住宅設計変更申請書(別記様式第２号-３)を提出し審査を受け、設計変更審査に関する通知書(別記様式２号-４)を指定金融機関に提出しなければならない。

３　地方局建設部・土木事務所は、えひめ地域木造住宅加算を受けようとする者から次の各申請書（別記様式第２号-１・別記様式第２号-３・別記様式第３号-１・別記様式第４号-１）を受理したときは、その内容を審査し、その結果を設計審査に関する通知書（別記様式第２号-２）、設計変更審査に関する通知書(別記様式２号-４)、現場審査に関する通知書（別記様式第３号-２中間時・別記様式第４号-２竣工時）により申請者に通知するものとする。

４　指定金融機関は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込結果通知書（別記様式第５号）により申込者に通知するものとする。

５　申込書等の審査は、別に定める「愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込審査基準」により行うものとする。

６　指定金融機関は、毎月の審査結果を翌月の１０日以内に愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申込審査結果報告書（別記様式第６号）を知事に提出するものとする。

（利子補給の承認申請及び決定）

第９条　承認申請を行おうとする者は、原則として申込みの日から１年経過後最初の承認申請期限[上半期：９月１０日、下半期：３月１０日]までの申請書提出期間〔指定金融機関資金の第１回目の償還日が、年度の上半期に属する者はその年度の９月１日から１０日までの間、また下半期に属する者はその年度の３月１日から１０日までの間〕に愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認申請書（別記様式第７号-１）に次に掲げる書類を添えて、指定金融機関を経由して、知事に提出しなければならない。

　ただし、指定金融機関を経由して、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願（別記様式第７号-２）を知事に提出し認められた場合はこの限りでない。

また、知事は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願を審査し支障ないと認めた場合は、承認の延長を１年に限って認めることができ、その場合は、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認延期願受理通知書（別記様式第９号-２）により申請者に通知しなければならない。

（１）地域材利用住宅証明書（別記様式第８号）

（２）指定金融機関との金銭消費貸借契約証書の写し

（３）建築確認検査済証の写し、又は建築工事届（届け出た審査機関の受付印押印のもの）の写し

なお、独立行政法人住宅金融支援機構と指定金融機関が連携する融資（長期固定金利型住宅ローン）の場合にあっては、適合証明書の写しをもって上記に代えるものとする。

（４）えひめ地域木造住宅加算を受ける住宅の場合は現場審査に関する通知書（竣工時別記様式第４号-２）

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で利子補給金額を決定し、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認決定通知書（別記様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（地域材利用住宅証明書の交付）

第１０条　前条第１項第１号に規定する証明書の交付を受けようとする者は、工事着手後、地域材利用住宅証明申請書（別記様式第８号）に製材業者の納材証明書（在来工法住宅は別記様式第１０号、枠組壁工法住宅は別記様式第１１号）を添えて、指定金融機関を経由して社団法人愛媛県木材協会（以下「木材協会」という。）に提出しなければならない。

ただし、建売住宅については、建売業者が、前段の地域材利用住宅証明申請書を木材協会へ直接提出するものとする。

２　木材協会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに現場確認を行い、地域材利用住宅証明書を申請者に交付するものとする。

（利子補給の交付申請及び決定）

第１１条　利子補給の承認を受けた対象者が利子補給金の交付を受けようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請書（別記様式第１２号）を指定金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

２　指定金融機関は、前項の申請書を受理したときは、対象者の指定金融機関借入金の償還状況及び利子補給金の交付額を確認のうえ速やかに知事に送付しなければならない。

３　知事は、前項の申請書を受理したときは、第９条第２項に定める承認決定をもとに申請内容を審査し、指定金融機関借入金の償還状況を確認し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付決定通知書（別記様式第１３号）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第１２条　利子補給の交付決定通知を受けた対象者は、指定金融機関に委任状（別記様式第１４号）を提出し、指定金融機関を申請代理人として利子補給金を請求するものとする。

２　指定金融機関は、交付決定後速やかに愛媛県地域材利用木造住宅利子補給金交付請求書（別記様式第１５号）を知事に提出しなければならない。

（利子補給金の支払い）

第１３条　指定金融機関は、知事から利子補給金の交付を受けたときは、速やかに第１１条第３項の通知を受けた対象者に支払わなければならない。

２　指定金融機関は、前項の支払いを行ったときは、速やかに利子補給金支払済報告書（別記様式第１６号）により、知事に報告しなければならない。

（変更及び辞退）

第１４条　対象者は、申請書等の内容を変更しようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申請等変更届（別記様式第１７号-１）を、辞退しようとするときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付申請等辞退届（別記様式第１８号-１）を指定金融機関を経由して、速やかに知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の変更届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金申請等変更承認通知書（別記様式第１７号-２）を、又辞退届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金承認決定取消通知書（別記様式第１８号-２）を申請者に通知するものとする。

（承認及び決定の取消し等）

第１５条　知事は、承認及び交付決定を受けた者が第１号に該当すると認めたときは、当該決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。また、第２号又は第３号のいずれかに該当すると認めたときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月からの利子補給金につき当該決定を取り消すことがある。

（１）虚偽の申請、その他不正な手段で交付を受けたことが判明したとき。

（２）対象者としての要件を欠くに至ったとき。

（３）利子補給対象住宅の所有権を移転したとき。（現に同居している親族が債務を承継し、当該住宅に引き続き居住する場合を除く。）

（報告及び調査）

第１６条　知事は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは、対象者及び指定金融機関に対して報告を求め、又は調査することができる。

（関係書類の保管）

第１７条　指定金融機関は、利子補給に関する帳簿及び証拠書類を整備し、対象者に対する全ての支払いが完了した日の属する年度終了後、５年間保存しなければならない。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、利子補給金交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

１　この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成１８年１月１日から施行する。

２　改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る利子補給金の交付について適用し、同日前の申込みに係る利子補給金の交付については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱は、平成１８年８月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１８年１０月１６日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みより適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

別表１　（第２条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 主要部材 | 在　来　工　法 | 土台、　大引、　根太、　通柱、　管柱、　間柱、<br>桁、　梁、　筋かい、　小屋束、<br>棟木、　母屋、　垂木 |
| | 枠組壁工法等 | 土台、　床根太、　端根太、　側根太、<br>まぐさ、　天井根太、　たるき、　むなぎ、<br>壁の上枠及び頭つなぎ、　壁のたて枠、筋かい |

別表２　（第２条関係）

| | |
|---|---|
| 指定金融機関 | 株式会社　伊予銀行<br>株式会社　愛媛銀行<br>愛媛県信用農業協同組合連合会<br>愛媛信用金庫<br>四国労働金庫<br>愛媛県信用漁業協同組合連合会<br>宇和島信用金庫<br>東予信用金庫<br>川之江信用金庫 |

別表３　（第４条関係）

| | |
|---|---|
| 制度資金 | 農業近代化資金（特定農家住宅資金に限る。） |

別表４　（第５条関係）　床面積区分による住宅融資限度額

| 床面積区分 | 新築住宅 | 建売住宅 |
|---|---|---|
| ７０㎡以上～　８０㎡以下 | ６６０万円 | ６６０万円 |
| ８０㎡超 ～ １００㎡以下 | ７５０万円 | ７２０万円 |
| １００㎡超 ～ １２５㎡以下 | ８３０万円 | ７４０万円 |
| １２５㎡超 ～ １７５㎡以下 | １，２９０万円 | １，１７０万円 |
| １７５㎡超 ～ ２８０㎡以下 | １，５９０万円 | １，５４０万円 |